

鳥取県告示第 573 号

平成10年鳥取県告示第589号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成19年7月6日から施行する。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																											
<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）<u>第9条第1項</u>の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、<u>鳥取県生活環境部循環型社会推進課、各総合事務所並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。</u></p> <p>(1) 指定する地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">市町村</th> <th style="width: 70%;">地区の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取市青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取市</td> <td style="vertical-align: top;">                     1 国道9号の次の区間                      起点 平成16年11月1日                          市町村合併前の気高町との境界                      終点 湯梨浜町との境界                      2 1の北側の区域                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	地区名	市町村	地区の区域	略			鳥取市青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区	鳥取市	1 国道9号の次の区間 起点 平成16年11月1日 市町村合併前の気高町との境界 終点 湯梨浜町との境界 2 1の北側の区域	略			<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年<u>6月</u>鳥取県条例第15号）<u>第10条第1項</u>の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、<u>鳥取県生活環境部廃棄物対策課、各保健所及び保健所支所並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。</u></p> <p>(1) 指定する地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">市町村</th> <th style="width: 70%;">地区の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取市青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取市</td> <td style="vertical-align: top;">                     1 国道9号の次の区間                      起点 平成16年11月1日                          市町村合併前の気高町との境界                      終点 湯梨浜町との境界                      2 1の北側の区域                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">米子市米子水鳥公園地区</td> <td style="vertical-align: top;">米子市</td> <td style="vertical-align: top;">                     1 米子水鳥公園の一部及び第1駐車場                      2 市道彦名新田中央線の次の区域                      起点 米子市彦名町1640-4地先                      終点 米子市彦名新田665地先                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	地区名	市町村	地区の区域	略			鳥取市青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区	鳥取市	1 国道9号の次の区間 起点 平成16年11月1日 市町村合併前の気高町との境界 終点 湯梨浜町との境界 2 1の北側の区域	米子市米子水鳥公園地区	米子市	1 米子水鳥公園の一部及び第1駐車場 2 市道彦名新田中央線の次の区域 起点 米子市彦名町1640-4地先 終点 米子市彦名新田665地先	略		
地区名	市町村	地区の区域																										
略																												
鳥取市青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区	鳥取市	1 国道9号の次の区間 起点 平成16年11月1日 市町村合併前の気高町との境界 終点 湯梨浜町との境界 2 1の北側の区域																										
略																												
地区名	市町村	地区の区域																										
略																												
鳥取市青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区	鳥取市	1 国道9号の次の区間 起点 平成16年11月1日 市町村合併前の気高町との境界 終点 湯梨浜町との境界 2 1の北側の区域																										
米子市米子水鳥公園地区	米子市	1 米子水鳥公園の一部及び第1駐車場 2 市道彦名新田中央線の次の区域 起点 米子市彦名町1640-4地先 終点 米子市彦名新田665地先																										
略																												